



コーポレート・ガバナンス

私たちは、コーポレート・ガバナンス体制の継続的な充実に取り組みます

Glicoグループは、商品の製造・販売、サービスの提供に関連する法令、業界ルール、社会的規範を十分理解し、遵守しています。株主をはじめとする全てのステークホルダーのため、Glicoグループが持続的に成長すること、中長期的な企業価値を向上させること、および経営の透明性・効率性を向上させることを基本としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。その一環としてリスクマネジメント委員会等を設置し、内部統制およびリスク管理を徹底し、適正かつ健全な経営を行っています。

■ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

Glicoグループは、企業理念およびGlicoスピリットに基づき、持続的に成長すること、中長期的な企業価値を向上させること、および経営の透明性・効率性を向上させることを目的に、次の基本方針に則り、コーポレート・ガバナンス体制の継続的な充実に取り組みます。(右参照→)

基本方針

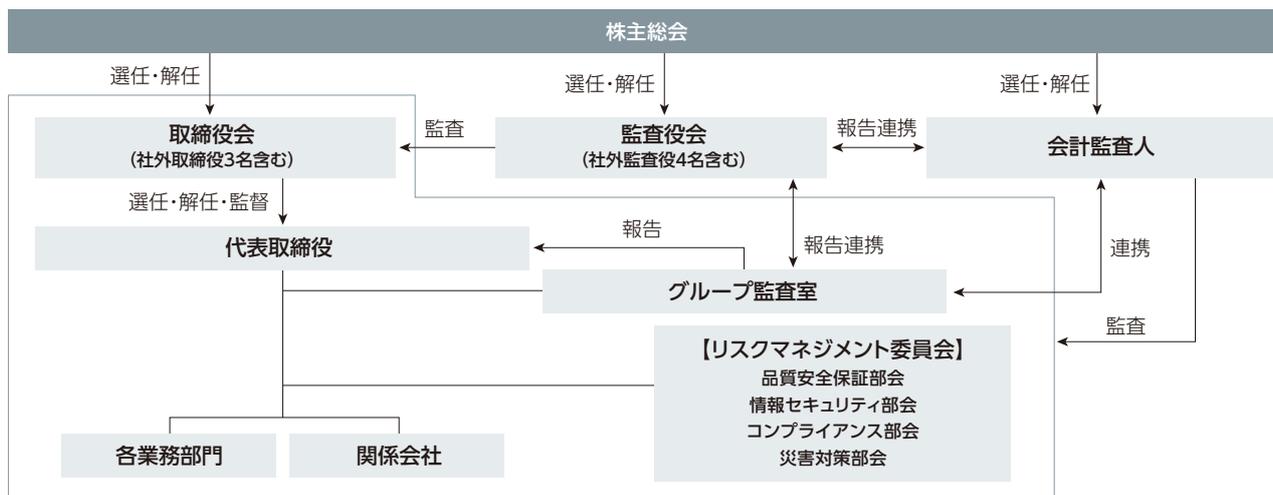
1. 株主の皆様への権利の尊重・平等性の確保に努めます。
2. 株主の皆様を含む当社のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努め、良好・円滑な関係を構築します。
3. 会社情報の適切な情報開示と透明性を確保します。
4. 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主の皆様との建設的な対話に努めます。

■ コーポレート・ガバナンス体制

株主総会を最高意思決定機関とし、各業務部門や関係会社による業務執行、執行状況を監督する取締役会、取締役会の職務執

行を監視・監査する監査役会を中心として、コーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

〈コーポレート・ガバナンス体制図〉



● 取締役会

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役3名、2019年3月31日時点）で構成され、原則として毎月1回開催され、法令・定款に定められた事項や業務執行に関する重要事項等の審議・決定を行っています。

またGlicoグループは執行役員制度を採用しており、業務監督機能と業務執行の充実を期しています。

● 監査役会

監査役会は5名の監査役（うち社外監査役4名、2019年3月31日時点）によって運営されています。各監査役は取締役会をはじめとする社内の会議に積極的に参加し、取締役の業務執行に関する監査を行っています。

■ 当該体制を採用する理由

取締役会および監査役会を設置する統治体制を採用しています。当体制を採用することで、取締役会における経営の意思決定機能、および業務執行を管理監督する機能が充実するとともに、経営効率の向上、的確かつ戦略的な経営判断が可能になっています。

■ 内部統制

業務執行を適正かつ健全に行うため、取締役会の実効性のある内部統制システムの構築と、法令および定款等の遵守体制の確立に努めています。また監査役会が内部統制システムを監査し、有効性と機能を確保しています。

さらに内部監査部門として社長直轄のグループ監査室を設置し、グループ各社での内部統制の有効性と妥当性も確保しています。

■ リスクマネジメント

リスクマネジメント委員会を設置し、リスクを早期発見し、対応するとともに、そのための情報収集と教育・訓練、定期的な会議の開催等も一元的に実施しています。

委員会の下に4つの部会を編成し、複数部門で横断的かつ専門的にリスク管理に関わる活動に取り組んでいます。品質安全保証部会では品質保証活動の強化を行い、情報セキュリティ部会では、電子および非電子媒体の情報セキュリティを推進しています。またコンプライアンス部会では、遵守すべき法令や社内規程、各種ルールを整備、その周知徹底を行い、災害対策部会では、グループのBCP（事業継続計画）体系を整備し、リスクを洗い出すとともに対応策を策定、周知・教育・訓練を行っています。

さらに重大事案発生時には、当委員会とは別に緊急危機対策本部を設置することとしています。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、一切の関係を遮断するとともに、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応することとしています。



広域BCP訓練の様子

■ コンプライアンス推進について

法令および定款を遵守して全ての職務を執行するため、具体的な行動基準としてGlicoグループ行動規範を制定し、グループの全ての役員および従業員に周知しています。

またコンプライアンス部会が中心となって、Glicoグループおよび子会社に対し、法令・社内規程遵守の周知徹底と実践の励行を行うとともに、コンプライアンス研修等の必要な教育を実施、グループ全体でコンプライアンスを推進しています。

Glicoグループの社員が重大な法令・定款違反や不正行為、あるいはGlicoグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制も構築しています。

■ Glicoコンプライアンスホットライン

Glicoグループの全ての役員および従業員が法令や社内規程の違反、または違反の疑いを発見した際、自身が不利益を被る危険を懸念することなく会社に伝えられる内部通報窓口としてGlicoコンプライアンスホットラインを設置しています。通報が為された場合、経営陣から独立した調査機関が対応します。

■ 内部監査および監査役監査について

内部監査および監査役監査の組織は、内部監査専門部署であるグループ監査室および5名の監査役で構成されています。グループ監査室では、財務報告に関わる内部統制評価の方法について会計監査人から助言を受け整備および運用の評価を実施しています。また監査役会とも連携を図りながら、各事業所に対して内部統制全般に関わる業務を監査し、その結果を社長および監査役に報告しています。

監査役は、期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる監査を実施しています。監査役は取締役会に常時出席することはもとより常勤監査役は社内の重要会議にも積極的に出席し、法令違反や定款違反、株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査しています。

会計監査人は、監査計画および監査経過について監査役と年4回の意見交換を行い、相互連携を図りながら監査を行っています。会計監査人による監査結果の報告には、監査役およびグループ財務責任者が出席しています。さらに重要な関係会社については、会社法監査を監査法人に委託しています。

■ 社外取締役および社外監査役について

社外取締役は3名、社外監査役は4名です（2019年3月31日時点）。社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任にあたっては、証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にし、社会的経験・知見から独立的な立場でGlicoグループの経営に資する人選を行っています。

社外取締役においては、取締役会での議案審議にあたって適宜質問や意見表明を行うなど、その時々意見表明を通じて取締役会の活性化を図るとともに、経営監視機能としての役割を果たしていると判断しています。